

報告第 23 号

処分報告（平成30年度貝塚市一般会計補正予算（第6号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年11月29日提出

貝塚市長 藤 原 龍 男

記

平成30年度貝塚市一般会計補正予算（第6号）の件

平成30年度貝塚市一般会計補正予算（第6号）の件

平成30年度貝塚市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,573千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,057,610千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年10月4日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 地方交付税		4,715,195	9,573	4,724,768
	1. 地方交付税	4,715,195	9,573	4,724,768
歳 入 合 計		33,048,037	9,573	33,057,610

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,502,083	9,573	4,511,656
	1. 総務管理費	3,947,578	9,573	3,957,151
歳	出	合	計	
		33,048,037	9,573	33,057,610